

令和 4 年 6 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

「音楽のまち・ひめじ」アーティストバンク設置要綱を次のように定める。

「音楽のまち・ひめじ」アーティストバンク設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、「音楽のまち・ひめじ」アーティストバンク（以下「バンク」という。）について必要な事項を定めることにより、姫路市にゆかりのあるアーティストを登録し、広く公開することで、アーティストの活動の機会を拡充するとともに、姫路市民が気軽に音楽を楽しめる環境を創出し、もって「音楽のまち・ひめじ」（音楽を通じてまちの賑わいづくりとイメージアップを図る取組をいう。以下同じ。）を推進することを目的とする。

(登録の要件)

第 2 条 バンクに登録することができる者は、次のいずれにも該当する個人又は団体とする。

- (1) 音楽の表現活動を行い、「音楽のまち・ひめじ」の推進に協力するもの
- (2) 次条第 1 項の規定による申請の時点で年齢（団体の場合にあっては、構成員のうち 1 名以上の年齢）が 18 歳以上であるもの（高校生を除く。）
- (3) 個人又は団体の構成員のうち 1 名以上が姫路市内に住所を有する者、姫路市出身者又は姫路市内に活動拠点がある者であるもの
- (4) 次条第 1 項の規定による申請の時点から過去 1 年以内に音楽の表現活動の実績があり、将来も継続して活動を行う意思があるもの
- (5) 姫路市民等の依頼に応じて、公演、ワークショップ、指導等（以下「公演等」という。）が可能であるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する個人又は団体は、バ

ンクに登録することができない。

- (1) 法令に違反する活動を行うもの
- (2) 公序良俗に反する活動又はそのおそれのある活動を行うもの
- (3) 姫路市の名誉を毀損し、若しくは信用を失墜させ、又はそのおそれのある活動を行うもの
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (5) 特定の政治家若しくは政治団体又は宗教を援助し、若しくは助成し、又は圧迫し、若しくは干渉を加える活動を行うもの
- (6) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者が関与するもの
- (7) その他登録を行うことが適当でないと市長が認めるもの
（登録の手続）

第3条 バンクの登録を受けようとするアーティストは、あらかじめ「音楽のまち・ひめじ」アーティストバンク登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体名簿（団体の場合に限る。）
- (2) アーティストの写真
- (3) 活動内容を示す資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により登録の申請をしようとする者は、第8条第1項の規定により公演等の依頼を直接受けるため、住所、電話番号又はメールアドレスのうち少なくとも1つ以上については、次条の規定による公開に同意しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、前条各号に掲げる要件に従いその内容を審査の上、登録を承認する場合にあっては「音楽のまち・ひめじ」アーティストバンク登録承認書（様式第2号）、登録を承認しない場合にあっては「音楽のまち・ひめじ」アーティストバンク登録不承認通知書（様式第3号）により、同項の規定により申請をした者に対して通知する。

（登録情報の公開）

第4条 市長は、バンクに登録されたアーティスト（以下「登録アーティスト」という。）の同意を得ている登録情報について、姫路市のウェブサイト等で公開する。

（登録情報の変更等）

第5条 登録アーティストは、登録情報に変更があったとき又は解散等の事由が発生したときは、速やかに「音楽のまち・ひめじ」アーティストバンク（変更・取消）届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出の内容に基づき、姫路市のウェブサイト等に公開している情報を変更し、又は削除する。

（登録の取消し）

第6条 市長は、登録アーティストが次のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき
- (2) 第2条第2項各号のいずれかに該当するとき
- (3) 虚偽その他不正な手段により登録を受けたとき
- (4) この要綱に違反したとき
- (5) その他登録アーティストとしてふさわしくない行為があったと市長が認めるとき

2 市長は、前項の規定により登録の取消しを行うときは、「音楽のまち・ひめじ」アーティストバンク登録取消通知書（様式第5号）により、当該登録アーティストにその旨を通知するとともに、ウェブサイト等で公開している情報を削除するものとする。

（登録の有効期間）

第7条 登録の有効期間は、第3条第3項の規定により登録を承認した日から同日以後に到来する最初の3月末日までとする。ただし、次項の規定により登録の更新に係る届出を行った場合（第3項の規定により登録の更新が認められなかった場合を除く。）は、有効期間満了の翌日から1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 登録の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするアーティストは、

登録の有効期間満了までに「音楽のまち・ひめじ」アーティストバンク更新届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定により登録の更新に係る届出があった場合において、市長は、登録アーティストが前条第1項各号のいずれかに該当するときは、登録の更新を認めないものとする。

（公演等の依頼）

第8条 登録アーティストは、公演等に招へいしようとする者（以下「依頼者」という。）からの依頼を直接受けるものとする。

- 2 前項の規定により依頼を受けた登録アーティストは、公演等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該依頼を拒否しなければならない。

- (1) 公序良俗に反する活動を行う、又は行うおそれがあると認められる場合

- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする場合

- (3) 第2条第2項第6号に規定する団体等が関わっていると認められる場合

- 3 第1項の規定により依頼を受けた登録アーティストは、依頼者との交渉の結果、条件が合わなければ、依頼を拒否することができる。

- 4 第1項の規定により依頼を受け公演等の活動を行った登録アーティストは、速やかに「音楽のまち・ひめじ」アーティストバンク利用報告書（様式第7号）を市長に届け出なければならない。

（費用）

第9条 登録アーティストが公演等の招へいに応じる費用は、登録アーティストと依頼者が取り決めるものとし、姫路市は当該費用に係る一切の負担を負わないものとする。

- 2 登録アーティストは、依頼者と十分な打合せの下に公演等を実施するものとし、両者の間で紛争又は損害が生じたとき、姫路市は一切の責任を負わないものとする。

（補則）

第10条 この要綱によるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和４年６月２日から施行する。